

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令について（概要）

### 1. 趣旨・内容

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条において、改正法（改正法の公布の日に施行することとしている規定を除く。）の施行期日は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日とされていることから、この施行期日を令和 7 年 7 月 1 日と定めるものである。

### 2. 公布日

公布日：令和 7 年 6 月 6 日（金）